

県南広域振興局長告示第 29 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成 20 年 2 月 22 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 北上市藤沢 20 地割 36 番 1、36 番 2、36 番 3、36 番 4、36 番 5、37 番、38 番、39 番、40 番、41 番、42 番、43 番、44 番、45 番、46 番、47 番、48 番 1 の一部、49 番、50 番、51 番、52 番、53 番、54 番、55 番、56 番 1、56 番 2、57 番、65 番 5、66 番 4、119 番 2、120 番、121 番、122 番、123 番、124 番 1、125 番 1、125 番 3 の一部、127 番 1 及び 160 番 1 の一部並びにこれらの区域に介在する道路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目 1 番 41 号 ホーマック株式会社